

災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定

平成19年12月

高 知 県

株式会社ムラタ

## 災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と株式会社ムラタ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の機内在庫品（以下「自動販売機在庫品」という。）の無償提供について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時における協力事項は、原則として、甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）又は対策支部（災害対策支部並びに国民保護対策支部及び緊急対処事態対策支部をいう。）を設置し、飲料の提供が必要となるときをもって発動する。

### （提供方法）

第3条 甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときには、あらかじめ預かった自動販売機の鍵を用いて、自動販売機在庫品の無償提供を受けることができるものとする。

### （報告）

第4条 甲は前条により無償提供を受けたときは、その内容を乙に報告するものとする。

### （実施細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、実施細目で定めるものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年12月17日

甲 高知県

高知県知事



乙 高知県高知市大津乙1834番地5

株式会社ムラタ

代表取締役

